



巻頭言

* 福祉オンブズおかやま理事 猶原 真弓

私は病院の医療ソーシャルワーカーとして働いていました。子どもが病気の後遺症で聴覚障害になり聾学校幼稚部へ母子通学の為、退職しました。小学校入学を期に、当時老人病院だった健寿協同病院に再就職しました。

福祉オンブズおかやまの 2024 年度の人権・福祉講座で、訪問介護サービスの報酬引き下げによって介護サービス事業者が撤退していく実態が話されました。それは、政府が財政支出を増やさないように進められている制度変更の一端だということも話されました。

措置から契約へ、市民が自ら自由に契約する時代、介護の社会化と言って介護保険を導入したのに、サービス事業者を締めつけて制度を縮小させていく。しいては、支援が必要な人が利用できない状況にある。いまや、これは「国家的詐欺」だと言われています。

介護保険制度は、誕生当初から現場では利用しにくくて困っていました。

そんな中で心ある介護保険課職員さんや市議会に現状を訴えて新たに制度を作った、ケアマネジャー（以下、ケアマネ）としての私の思い出を書いてみようと思います。

2006 年 4 月、介護保険法施行 5 年目の見直しで、新たに「要支援」が導入されました。そして、それまで利用できていた介護ベッド（特殊寝台等）が要支援 1、2、および要介護 1 の人には認められないこととなりました。施行はその年の 9 月 1 日予定。

要介護 1 というのは「つかまって何とか立ち上がり移動が可能」というレベルのことでしたから、私たちケアマネが担当している要介護 1 の人たちはそれまで実際に介護ベッドの手すりにつかまって何とか起き上がっていた人たちで、ベッドが借りられなくなってもお金もなくて買

うことができず、寝たきりになりかねないのが明らかな人たちがいました（玉島協同病院居宅関係で、ベッド利用者 14 名のうち制度改定でやむを得ずベッドを購入した人 4 人、ベッドを利用中止した人 2 人、自費で借りる人 1 名、買うことも借りることも難しい人が 7 人）。これは大変なことになると考え、倉敷市介護保険課へ訴えに行きました。

当初は、制度の変更なので仕方ないと諦めていました。しかし、同年 8 月に、東京都港区で介護ベッド利用に対する助成制度ができた知り、行動を開始しました。倉敷医療生協の 13 人のケアマネが、一つひとつのケースの状況を①身体医療状況、②社会心理状況（生活歴、家族関係等）③経済制度的状況に調査分析して、倉敷市介護保険課と倉敷市議会議員に、実際に困る人たちの状況を具体的に訴えて働きかけました。

これに対して、倉敷市の参与が中心となって実態調査や制度設計を担い、また倉敷市議会の保健福祉委員会や本会議で議論されて、同年 9 月 1 日の施行日ギリギリに、倉敷市の条例で独自の助成制度が創設されたのです。その後、平成 19（2007）年度には「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付」がはじまり、倉敷市からはじまった制度が国に影響を与えました。

介護を必要とする人たちの生活アセスメントを平常からきっちり行い問題意識をもったケアマネたちが社会の問題として提起し、それに行政と地方議会が呼応した事例でした。

今また介護保険制度を縮小させるような動きがある中、地方自治体が独自制度を創設することも可能です。市民や専門職はしっかり問題を把握して、行政に提案していくことを諦めないで欲しいです。

【報告】2024 年度人権・福祉講座が行われました

テーマ「どうなる？私たちの老後と在宅生活

—令和 6 年度介護報酬改定後の訪問介護現場から—

開催日：2025 年 2 月 15 日（土）

場所：ゆうあいセンター研修室

講師：木村教代さん（岡山医療生活協同組合ヘルパーステーションレインボー）

宮内 祥さん（株式会社創心會／岡山県社会福祉士会理事）

「2024 年度人権・福祉講座」を行いました。今回（2024（令和 6）年度）の介護報酬改定は、訪問介護事業者にとって非常に厳しい内容だと当初から指摘されていました。訪問介護事業所は、ただでさえホームヘルパーを担える人材不足から厳しい運営を余儀なくされていましたが、そこに基本報酬の引き下げによって倒産、休廃業を選択する事業所が増加したと言われています。今回は、訪問介護事業所の現場と経営者の両者の立場からそれぞれお話をしてもらいました。

ヘルパーステーションレインボー（訪問介護事業所）木村さんから訪問介護事業所の現状報告を受けました。以下、お話の概要です。

事業所から約 20 ～ 30 分圏内で行ける地域のご家庭に出向き、デイサービスの送り出し、家事援助などを行います。デイサービス（通所介護）への送り出しでは、出発準備ができておらず、出発を拒むこともある利用者さんを促し、持ち物（持参する着替え、薬、手帳など）の準備を手伝います。この一連の流れを送り出しと言い、送り出しには 30 分ほど要し、「身体介護」に該当します。

「訪問介護」は、その行為の内容に応じ、次の 3 類型に区分される。

①身体介護 ≧ 利用者の身体に直接接触して行われるサービス等

（例：入浴介助、排せつ介助、食事介助等）

②生活援助 ≧ 身体介護以外で、利用者が日常生活を営むことを支援するサービス

（例：調理、洗濯、掃除等）

③通院等乗降介助 ≧ 通院等のための乗車又は降車の介助

（乗車前・降車後の移動介助等の一連のサービス行為を含む）

厚生労働省資料より

例えば、家の中は伝い歩き、長い距離は車いす、ベッドに食事を運べば食べてもらえる、紙パンツ利用といった要介護 1の方がいたとします。デイサービスの迎えが来る 30 分前にホームヘルパー（以下、単にヘルパー）が訪問し、玄関までの送り出しをします。収益からヘルパーの時給を引き、事業所の家賃、光熱費、パソコン、ヘルパーの使うスマホ（事業所との連絡用）、自動車のガソリン代、コインパーキング代等を引いたものが利益になる。事業所は従業員 10 人未満の小規模なところが 8 割で、訪問介護のみの事業所の平均赤字は年間 1 千万円と言われます。令和 6 年度（2024 年度）報酬改定で、入浴介助が 12 単位下がり、生活援助（掃除、洗濯、料理等）が 5 単位下がりました。それらが積み重なると年間では大きな減収になります。

コロナ禍の借入金返済に報酬改定による減額が重なり、小規模事業所は利益を出すことが困難になり、2024 年は廃業が相次ぎ、介護業界に嵐が吹き荒れたと言われました。都市部と地域で二極化し、介護の空白地帯が生じることになりました。事業所が倒産すると利用者にとっても厳しい状況に陥ります。新しい担当者に一から説明する必要が生じたり、サービス自体の継続利用が不可能になる恐れがあります。

新潟県村上市（高橋邦芳市長、人口 5 万 4000 人）では市議会全会一致で、報酬引き下げによる減収分を昨年 4 月の改定時にさかのぼって独自に補助することを決めました。国がだめなら市で支える、何とか介護事業所を護らないと利用者の負担が今まで以上に大きくなります。

引き続き、株式会社 創心會の宮内祥さんからお話をお聞きしました。介護報酬制度がどう動こうとしているのか政策の面からお話をいただきました。以下概要です。

2025 問題は、少子高齢化、働き手の不足、社会保障費の増大、これは介護保険制度ができた 2000 年から予測されていました。世帯構成も変化し、以前は祖父母がいて現役世代がいて孫がいる世帯が中心だったが、今は高齢者であろうがなかろうか単身世帯が増え、息子や娘と同居していても日中働きに出ていて家にいない状況が当たり前になっています。

財務省は人口構成、世帯構成の変化を予測しつつも社会保障費の抑制を以前から提唱し続けており、2018 年には要支援者向けの訪問介護と通所介護を介護報酬から外し市町村が実施主体の総合事業に移行しました。そうすると自治体の予算の都合でサービス提供の仕方を決めていくことができるようになりました。

労働人口が減り、税収が減り、保険料収入も減る。財務省が言うのは全世帯型の社会保障、高齢者だけでなく、子ども、障害者へのサービスの予算を割きたいというのが今の社会保障の動きです。

介護保険は、自治体の大きさにより単価が違い、およそ 7 段階で、都市部は単価が高く、さらに利用者自己負担も収入によって 1 割から 3 割まであります。

1 級地	東京都特別区	1 単位が 11.40 円
7 級地	岡山市	// 10.21 円
その他	岡山県の場合、岡山市以外の市町村	// 10.00 円

厚生労働省資料より

介護保険の財源は、50 パーセントが介護保険料、残り 50 パーセントが公費（税金）でできています。介護保険サービスを運営している法人等が、介護報酬を引き上げてほしいと言うと介護保険料率がアップされることが考えられます。どのような介護サービスに報酬抑制をかけていくか検証するために介護事業経営実態調査が厚生労働省によって行われています。全国の事業所に質問紙を送っていますが、小さい事業所だと忙しすぎて回答しない場合があります。しかし答えないと、小さい事業所の実態が反映できないまま報酬改定の根拠が作られてしまいます。

年間の訪問回数 200 回以下の小さい事業所では収益率も低くなっています。その一方、住宅型有料老人ホーム等と併設してそのホームの入居者宅（居室）に重点的に訪問する訪問介護事業所の場合、移動時間が短時間で済み（自動車を使う必要もなく）、ヘルパー一人当たりの訪問回数も多くなるため、高い収益を得ています。財務省は、「少ない人数で、たくさん訪問して収益を上げろ。」と言っています。少ない移動距離、移動時間のところは、経費が掛からないので、収益性が高くなります。特にサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）に収益性が出ています。

倒産、閉鎖が相次ぐ理由として、収支差率の低さも挙げられます。収支差率 1 パーセントでは、1 千万円の売り上げで 10 万円、小規模のところはすぐ赤字になってしまいます。

$$\text{収支差率} = (\text{介護サービスの収入額} - \text{介護サービスの支出額}) / \text{介護サービスの収入額}$$

厚生労働省資料より

また、介護福祉系の職能団体に政治への影響力が弱い、そういったところもこの問題を加速させているように思います。対して医療系看護系の職能団体は発言力が強い。

また、経営主体を見ると、訪問介護は営利団体が 7 割、民間参入で一番増えたのが、訪問介護です。特別養護老人ホームは、社会福祉法人でないと開設できず、9 割以上が社会福祉法人経営（残りは公営）だが、ヘルパーは民間が 7 割。事業を維持するために借入れなどを行うと背負うのは経営者。経営者は、事業規模や年齢（後継者問題）を考え、この先どうするか考えざるを得ないので。

また、財政基盤整えるための ICT 導入といっても、訪問介護事業所の職員は高齢の方が多く導入が難しかったりします。人材確保の困難さの問題もあります。難しいのは予算。自分たち

の報酬を上げるために介護保険料を払うジレンマ、なおかつ経営者も年齢が高くなっている。介護保険始まって25年、当時40歳の方が65歳、自分で立ち上げた方も後継ぎ不在。どの業界でも起きている問題かと思われます。このように、訪問介護事業所の閉鎖問題は、いろんな要因を考えながら要求していかないとはいけません。

お二人からのお話の後、会場と活発な意見交換が持たれました。今回の介護報酬引き下げは、訪問介護事業所に直撃したのはそのとおりなのですが、これによって不利益を被るのは働くヘルパーであり、利用する地域在住の高齢者とその家族です。どのようにして、制度を継続させていくかについて議論することはあってもいいですが、それによって零れていく人たちの存在を軽視することは許されません。地域で暮らすことが当たり前でなくなる時代が目の前に迫っているのではないか、それに備えて私たちはなにを考えるべきかについて示唆を与えてくれた学びの機会となりました。

要約・文章：増田知代・藤井宏明

【報告】福祉について語ろう！完全オンライン福祉オンブズカフェ開催中

第 19 回テーマ

「ケアマネと上手にコミュニケーションしたい ーケアマネとの関係が楽しくなるー」

開催日：2025 年 4 月 12 日（土）

話題提供者：遠藤 美穂さん

（社会福祉法人敬友会 居宅介護支援事業所ケアフルこうなん ケアマネジャー）

福祉オンブズカフェも 19 回となりました。今回は、ケアマネジャー（以下、ケアマネ）の遠藤美穂さんからお話をお伺いしました。介護保険サービスを利用する人にとってケアマネは、大切なパートナーとなります。ところが、そのケアマネとの関係に悩む人も多いのではないのでしょうか。現役のケアマネに、どうしたらいいかを聞きました。当日参加した理事の感想をもって報告とします。

〈介護保険サービス利用の流れ〉

ケアマネとの接し方の前提として、そもそも介護サービスの利用に際しては、以下のような流れを辿りますので確認のために示しておきたいと思います。

- ① 要介護認定の申請
- ② 認定調査・主治医意見書
- ③ 審査判定
- ④ 認定
- ⑤ 依頼する居宅介護支援事業者を本人、家族が選定
- ⑥ 選定した居宅介護支援事業者と契約
- ⑦ サービス担当者会議
- ⑧ 介護（介護予防）サービス計画書の作成
- ⑨ 介護サービス利用の開始

〈介護保険サービス利用の際のとまどい〉

とはいえ、介護保険の利用に際し、事前にこの利用の流れをきちんと把握している当事者や家族は実は多くないと思います。

それに加え、これら各手続には多くの専門家が関与します。

そうしたことから、利用者や家族は、「今、自分たちは何をすべきなのか？」「利用手続き

のどの段階にいるのか?」「様々な専門家は私たちのために何をしてくれるのか?」という疑問や不安を持つことも多いと思います。

これは私自身も同様でした。

不意に母や父に介護の必要性を感じた際に、まずは「そもそも介護サービスの問題なのか?」から始まりました。

そして、介護サービスの問題という結論に至ると、次に「ではどこで何をしたら良いのか?」という疑問が生じます。

このように、本人や家族は疑問や不安と共に、いろいろと分からないながら手続きを進めるのです。

〈ケアマネの位置づけや役割〉

今回は、こうした介護サービスの流れや役割の中で、「では一体、ケアマネとは何なのか?」についてお話をお聞きすることが出来たのです。

そして、このケアマネ（正式には介護支援専門員といいます。）は、前記の利用の流れの⑦、⑧の段階で登場します。具体的には要介護1以上の介護サービス計画書を作成してくれる役割を持ちます。また、要支援1、2の方の場合でも地域包括支援センターからの委託があれば作成することがあります。

遠藤さんは、お話の中で、アセスメントシート（課題分析シート）の作り方やその大切さを熱心にお話されていました。要は、アセスメントシートを本人の生活状況や意向に基づきしっかりと作成することが本人や家族のためのあるべき介護サービスになるとのことでした。

これは、単に要介護度を判定するまでの手続とは異なり、判定された要介護度を前提に、アセスメントした結果から、本人家族の意向と生活全般の課題、ニーズからケアプランを作成し、本人に何をどのように介護サービスとして提供するかの具体的「あてはめ」の問題だと私は理解しました。

なお、ケアプラン作成の際には、出来ないこと、出来なくなったことだけを見るのではなく、本人の残された力や家族が持っている力を引き出すことも重要であるとのことでした。また、介護の現場では本人の判断能力の問題等から後見人が付されているケースも多く、その点についても話題となりました。

中には後見人は何でもしてくれる立場であるかのようにふるまわれ、ケアマネとの関係に問題が生じるケースや悩みも共有されました。

他にも、ケアマネはケアプランの策定を通じて、介護保険サービスの利用者や家族をまとめるリーダーのような役割が期待されているとのことでしたが、残念なことに「えらそうにするケアマネ」や「ケアマネガチャ」（良いケアマネに当たるかどうかはガチャガチャのようなものであり、自分では選べない）との言葉もありました。

〈まとめ〉

今回は、以上のような介護保険サービス利用とそこにおけるケアマネの役割等を遠藤さんからお聞きすることができました。

上記のようにケアマネは自分で選択できませんが、ケアマネとの接し方は自分で選択できます。今回のお話を踏まえ、ケアマネとの接し方の学びや気づきに繋がりました。

遠藤さん、この度はありがとうございました。

文責：呉 裕麻

次回は、8月2日（土）開催予定です。話題提供内容はまだ決まっていません。
決まり次第、ホームページ等で皆様にお伝えします。次のご参加も待っています。

人権相談 受付中！

電話による相談は、毎週日曜日午前10時から午後3時まで。当法人のホームページからメール相談も受け付けてます。当法人の相談員が福祉サービスでの人権問題を一緒に考えます。

TEL：080-2885-4322 ホームページ URL：<http://f-onbuzu.com/>

E メールアドレス：f.ombuds.okayama@gmail.com

特定非営利活動（NPO）法人 福祉オンブズおかやま 第 12 回定時総会と記念講演のご案内

特定非営利活動（NPO）法人第 12 回定時総会を下記の日程で予定しております。福祉サービスを利用する人、その家族、そして働く人たちの人権について共に考え行動する団体としてここまで歩んで決しました。任意団体として「福祉オンブズおかやま」が発足したのが 2000 年ですので、今年で四半世紀を迎えることになります。これほど長い時間を皆様と共に歩めたことを深く感謝いたします。定時総会では、皆様とお会いし、多くのことを学び合えることを期待しております。

総会の成立に会員総数の過半数の出席が必要となります。もしご参加が難しい場合は、「定時総会 議案書」をお読みいただき、各議案に賛否表明のうえ同封の「書面表決書ハガキ」でご返送ください。ハガキ提出にてご出席に代えさせていただきます。

記

日時：2025 年 5 月 24 日（土）

- ・総会 10 時 00 分～11 時 00 分
- ・記念講演 11 時 10 分～12 時 40 分
- ・講師：河本美津子さん（一般社団法人ぐるーん 代表理事）
- ・講演タイトル『すべての子どもに幸せな人生のスタートを
～愛と温かさを届ける原点を忘れずに～』

場所：ゆうあいセンター大会議室

〒700-0807 岡山市北区南方二丁目 13-1

議案：

1. 2024 年度 活動報告
2. 2024 年度 決算
3. 2025 年度 活動方針（案）
4. 2025 年度 予算（案）

第12回 特定非営利活動法人福祉オンブズおかやま定時総会 記念講演

『すべての子どもに幸せな人生のスタートを

～愛と温かさを届ける原点を忘れずに～』のご案内

講師：河本美津子さん（一般社団法人ぐるーん 代表理事）

場所：きらめきプラザ2階 ゆうあいセンター 大会議室

〒700-0807 岡山市北区南方二丁目13-1

日時：2025年5月24日（土）11時10分～12時40分

参加定員：60人

参加費：500円（当日、会場にて支払）



福祉オンブズおかやま定時総会・記念講演を開催します。総会会場で行いますので、非会員の方は総会終了後（11時予定）ご入室ください。

一般社団法人ぐるーんで10年以上前から乳児院・児童養護施設への訪問活動を行ってきた河本美津子さん。その経験の中から、子どもが親の元で暮らせないような事態を未然に防ぐために何ができるか…と考えた末に、2022年から当時岡山にはまだなかった「ホームスタート」事業を始めました。その名も「ホームスタート・岡山ぐるりん」。

イギリスで始まった「ホームスタート」は、赤ちゃんや小さな子どもがいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が訪問する「家庭訪問型子育て支援」。傾聴と協働を合言葉に、子育て中の親子が安心と成長が得られるように支援するそうです。

すべての子どもはどのような家庭に生まれようとも等しく健やかに成長する機会が得られるべき、との考えは、まさに基本的人権の実現につながります。ぜひ皆様のご参加をお待ちしています。

<講師紹介>

一般社団法人ぐるーん代表理事、ホームスタート・岡山ぐるりん代表、西川日本語教室代表、養育里親。2012年、乳児院・児童養護施設を訪問し虐待等の理由により親と離れて施設で暮らす子ども達を抱っこするボランティア団体「ぐるーん」のサポーターに登録。岡山県で初めての抱っこサポーターとなる。2015年、前代表の急逝に伴い代表理事に就任。サポーター登録者は5000人を超え全国に広がる。

2022年ホームスタート事業を開始。乳幼児のいる家庭を研修を受けたボランティアが訪問し、傾聴と協働でエンパワーする活動を展開している。

申込方法：

【メール申し込み】 必要事項（①氏名・②住所・③電話番号・④当法人の会員か非会員か）を当法人メールアドレス f.ombuds.okayama@gmail.com に送信ください。

【ファックスによる申し込み】 記念講演チラシ裏面等に必要事項（①氏名・②住所・③電話番号・④当法人の会員か非会員か）を記入し、：086-244-0120（ファックス番号）に送信ください。

【電話による申し込み】 電話相談日（毎週日曜日 10時～15時）に、「記念講演申し込み」の旨を電話 080-2885-4322 でお伝えください。その際、必要事項（①氏名・②住所・③電話番号・④当法人の会員か非会員か）をお答えください。

※当日、身体障害等の理由で介助が必要な場合には、事前にお知らせください。

※申込締切：定員になり次第締め切りとさせていただきます。

藤原さんは、学生時代はセツルメント活動（困難を抱える人の多い地域で福祉や教育の支援を行う）をされ、長く小学校の先生を勤めたあと、さまざまな市民活動に参加され、「岡山市に公立夜間中学を求める市民の会」の事務局長として5年以上活動してこられました。2025年4月、いよいよ岡山市立岡山後楽館中学校に夜間中学が開設されました。それにあたっての思いを書いていただきました。どうぞお読みください。

誰一人取り残さないための夜間中学

岡山市に公立夜間中学を求める市民の会 藤原 準三

「私は、4月から、再び中学生に戻ります。面接にて公立の夜間中学への入学が許可されました。学びたくて学べなかった学校で、今度こそ楽しい学校生活を送ります。」これは、今年4月8日に開設した岡山市の公立夜間中学に入学した50代女性の入学前の言葉です。彼女を含め、20代から80代の男女12名が、夜間中学で学んでいます。夜間中学とは、どんな学校なのでしょうか。

夜間中学は、戦後の混乱期に、家庭の事情等で、昼間、学校に通えなかった生徒が、夜間に学ぶことができるようにしたことで始まりました。その後、経済成長が進む中で、未就学の生徒は減少し、夜間中学校も減少していきました。しかし、韓国、中国との国交回復により帰国者の増加、1980年以降のニューカマーと呼ばれるアジア、南米からの渡日外国人の増加、さらには不登校生徒の出現、増加で、再び夜間中学が必要となってきました。

こうした中、2016年12月に、教育機会確保法が成立し、すべての地方公共団体に義務教育の学び直しの機会を提供することが義務付けられました。そして2021年1月、当時の菅首相が、「今後5年間で、全ての都道府県、政令市に、夜間中学を少なくとも1つ設置を目指す」と、衆議院予算委員会で答弁したことにより、これが国の方針となりました。それ以来、各地方公共団体で夜間中学開設が進み、岡山市でも今年4月8日、岡山後楽館中学校夜間学級として開設しました。

現在岡山市には、夜間中学の入学対象者として、2851人の義務教育未修了者、不登校等の理由で十分学べないまま中学校を卒業した人、本国で義務教育を受けないまま来日した外国人が、多数おられることが分かっています。そして、本人が希望すれば夜間中学に入学し、学べることになっています。ところで、不登校等の理由で十分学べないまま中学校を卒業した人や本国で義務教育を受けないまま来日した外国人が少ないのが、岡山市の夜間中学の現状です。今後、多くの不登校経験者や外国人が入学されることが期待されます。

本来、誰もが学齢期のうちに義務教育を十分に受け、更に高校に進学したり、就職したりして、社会に出ることになっているはずです。そうであれば、夜間中学は、「あってはならない学校」です。しかし、私たちの身の回りに、いつ、何が起きるか分かりません。その時には、誰もが、もう一度やり直そうと思えばやり直すことができる社会の仕組みがあり、誰一人取り残さない社会でなければなりません。人々が、健康で文化的な生活を営むことができるように、この社会に福祉などの社会保障制度というセーフティネットがあります。教育分野でのセーフティネットとしての役割を果たすのが、誰でも、いつでも、いつからでも学ぶことができる夜間中学です。そういった意味で、夜間中学は、「なくてはならない学校」です。

私たち、岡山市に公立夜間中学を求める市民の会（代表：奥津亘 会員数：約 120 名）は、2019 年に会を立ち上げ、これまで、8603 筆の賛同署名を添えて岡山市議会に岡山市に公立夜間中学設置を求める陳情書の提出、岡山市民へ、夜間中学・パブリックコメントへの意見公募、夜間中学開設準備のための授業体験会やシンポジウムへの参加呼びかけ、生徒の声を届けるために岡山市教育委員会との面談、夜間中学開設にあたっての岡山市議会議員との懇談・議会質問の依頼等をしてきました。これらの私たちの活動は、岡山市の公立夜間中学設置にあたり、一定の役割を果たしてきました。

今年 4 月 8 日に開設した岡山後楽館中学校夜間学級は、いよいよ新しい第一歩を踏み出しました。入学した生徒の皆さんは、「新しく学校が始まるということで、わくわくしています。先生らと、いっぱい話がしたい。」「小学生の頃、家が貧乏で、学校には、ほとんど行っとらんのです。勉強とは、どんなものかを実際に体験したい。」「好きな数学をもっと勉強したい。学校行事が楽しみです。」と、それぞれ言っておられます。岡山後楽館中学校夜間学級は、「多様性を尊重する学校」「安心して学べる学校」「挑戦できる学校」という目指す学校像をかかげられています。この実現に向け、夜間中学の生徒や教職員の皆さんのがんばりが大切ですが、それを支える岡山市民の理解と協力が必要です。皆さま、どうぞよろしくお願いします。

山火事被害に見舞われた皆様に寄せて

2025 年 3 月 23 日に発生し鎮火に 5 日を要した岡山市南区および玉野市にまたがる地域での山林火災では住宅や倉庫 6 棟が焼けたほか、多くの方が避難を余儀なくされるなど生活に大きな被害がありました。

被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。